資料５－２

事　務　連　絡
令和５年12月25日

各民間保育所等新規開設法人
運営準備御担当者　様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第１課長

**民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打合せ及び福祉事務所への当該結果報告について（依頼）**

各法人におかれましては、令和６年４月の民間保育所等の新規開設に向け、現在各種運営準備作業を進められていることと存じますが、嘱託医の推薦につきましては、川崎市医師会を通じて、順次決定しております。

つきましては、速やかに手続きが行えるよう次の事項について、あらかじめ御準備をお願いいたします。

また、別途メールでお知らせしております「令和６年４月入所児童に係る入園前健康診断及び健康管理委員会の開催について」も併せてご確認ください。

１　嘱託医と打合せする事項

・保育園の概要（パンフレット等を御持参の上、**園の場所、入り口、駐車スペースの有無、定員数、受入年齢などを細かく御説明**ください）

・報酬額及び報酬の支払方法等（報酬の所得税の取扱いについては、国の給付費の積算が嘱託医手当については、非常勤職員雇用費扱いとなっていることから、原則として、**給与所得に係る源泉徴収分として、所得税法第１８５条第１項第２号を適用する**ものと考えています。）

・園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容及び健康確認の様子を報告する日時

・「嘱託医（園医）による対面での 入園前健康診断を実施する児童」がいる場合の入園前健診の実施日時及び場所（**法人で確保**してください。園舎以外の場所を使用する場合は、会場の地図なども嘱託医にお渡しください。）

・法人で当日用意する器具（別途健康管理マニュアルの抜粋版によりどこまでの器具を用意する必要があるか御確認ください。）

・開園後の毎月の来園日時と原則２か月に１回の健診の実施月及び未実施月。各実施月の受診対象園児等（別添のお知らせを御確認ください。）

※嘱託医との打合せは、担当者のほか、**顔合わせのため、必ず園長予定者も同行**するようにしてください。

２　福祉事務所へ報告する事項

・保護者が提出する書類（児童票・健康記録表）の提出場所、日時及び手段

・保護者の持ち物

・当日急用等で遅刻あるいは提出ができなくなった場合等の連絡先

・入園説明や個人面談等の実施日時（入園を想定した説明会及び面談等については、入園が正式に決定してから実施してください。）

※以上の項目について、１月中旬までに各福祉事務所への報告が完了するように御協力をお願いいたします。
なお、嘱託医が決定していない園については別途ご相談ください。

（給付・指導第１担当）
電　話　０４４－２００－２６６２
メール　45hoiku@city.kawasaki.jp

資料５－２

事　務　連　絡
令和元年７月８日

各教育・保育施設長様

川崎市医師会園医部会長

保育園医部会からのお知らせ

園医部会幹事会にて、次の事項について確認をしましたのでお知らせします。

１　プール前健診について

４月～６月の間の健診については、「プール前健診」とみなします。また、その間に健診を１回も受けられなかったお子さんについても、日頃の保育を通じ、特にプールへ入ることに問題がないと判断される場合は、プールは原則可とします。プールのためだけに、園医のクリニックに行って健診を受けさせることや、お子さんが休みの時に園での健診のみを受けさせることは不要です。

なお、プールに入ることに不安があるお子さんがいる場合は、園医に御相談ください。

２　園医の出動回数について

健診は、０・１歳児が２か月に１回、２歳～５歳児が４か月に１回となっておりますが、健診を実施しない月も園医は園を訪問し、児童の健康管理に係る助言・指導を行うほか、園からの相談を受けることになっています（つまり園医は毎月１回、園を訪問することとなります）。

園医部会において、各園医に改めて周知いたしますが、各園におかれましても、再度、園医との確認をお願いいたします。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （例） | ４月 | 健診 | ０・１歳児 | |
| | ５月 | 相談のみ | | |
| | ６月 | 健診 | ０・１歳児 | ２～５歳児 |
| | ７月 | 相談のみ | | |
| | ８月 | 健診 | ０・１歳児 | |
| | ９月 | 相談のみ | | |
| | １０月 | 健診 | ０・１歳児 | ２～５歳児 |
| | １１月 | 相談のみ | | |
| | １２月 | 健診 | ０・１歳 | |
| | １月 | 相談のみ | | |
| | ２月 | 健診 | ０・１歳児 | ２～５歳児 |
| | ３月 | 相談のみ | | |

＊このように、園医先生は毎月来園することになります。

資料５－２

事　務　連　絡
令和５年３月３１日

教育・保育施設長各位

川崎市こども未来局保育事業部保育第１課長

令和５年度の定期健康診断及び途中入所児童の入園前健康診断について

令和５年度の定期健康診断及び途中入所児童の入園前健康診断につきましては、川崎市医師会保育園医部会との協議の結果、引き続き、以下の対応を継続することとしますので御理解と御協力をお願いいたします。

今後の状況により対応の変更が生じる場合には、改めて連絡いたします。

これからも嘱託医と協力しながら園児の健康管理を行っていただくようお願いいたします。

１　嘱託医の出勤

通常通り原則として月に１回出勤し、２カ月に１回健診をしていただきます。ただし、健診を実施しない月は園児の健康相談、報告などを電話か書面（健康状況報告書）にて行うことにより、出勤したものとみなします。

２　健診回数

集団で集まる機会を減らすために、２歳以上児の健診回数は入園前健康診断を除き年２回とします。０・１歳児に関してはこれまで通り２カ月に１回とします。また、該当する日に健診を受けられなかった場合に、他クラスの健診実施時に受けることについては可とします。

３　年度途中の入園前健康診断

４月入所児童と同様に基本は書面審査とします。嘱託医に入園予定児童の情報を伝え、入園前健康診断が必要か判断をしていただいてください。必要な児童のみ入園前健康診断を実施します。

庶務・指導担当
電話　０４４－２００－２６６２

# 川崎市民間保育所開設時入園前健康診断手当補助金額一覧

資料 5-2

<table>
<tr><td rowspan="2">新しく保育所、認定こども園を開設する場合</td><td colspan="2">①川崎市保育園の民間移管の場合<br>②認可外保育施設を保育所とする場合<br>③幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合<br>①～③のいずれかに該当</td></tr>
<tr><td>３１人以上の定員増がない場合</td><td>３１人以上の定員増がある場合<br>※ この場合は、何人増加したかにより補助金額が決まりますのでご注意ください。</td></tr>
</table>

**新しく保育所、認定こども園を開設する場合**

| 定員（人） | 補助金額 |
|---|---|
| ～４０ | ３２，１００円 |
| ４１～６０ | ４２，８００円 |
| ６１～９０ | ５３，５００円 |
| ９１～１２０ | ６４，２００円 |
| １２１～１５０ | ７４，９００円 |

**①～③のいずれかに該当し、３１人以上の定員増がない場合**

| 定員（人） | 補助金額 |
|---|---|
| ～６０ | ２１，４００円 |
| ６１～１８０ | ３２，１００円 |
| １８１～２４０ | ４２，８００円 |

**①～③のいずれかに該当し、３１人以上の定員増がある場合**

| 定員増の人数（人） | 補助金額 |
|---|---|
| ３１～４０ | ３２，１００円 |
| ４１～６０ | ４２，８００円 |
| ６１～９０ | ５３，５００円 |
| ９１～１２０ | ６４，２００円 |
| １２１～１５０ | ７４，９００円 |

詳しくは、「川崎市民間保育所等開設時入園前健康診断手当補助金交付要綱」及び「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」を御参照ください。